

会 議 の 概 要

1 会 議 名	平成28年度第2回宝塚市社会教育委員の会議
2 開 催 日 時	平成28年8月30日（火）14時00分～16時00分
3 開 催 場 所	宝塚市役所 特別会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	<p>■中内委員 ■清水委員 ■林委員 ■田村委員</p> <p>■大西委員 ■温井委員 ■河野委員 ■藤田委員</p> <p>■伊藤委員 □エバンス委員 ■板東委員</p>
5 傍 聴 者 数	0 人
6 公 開 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
7 議 題 及 び 結 果 の 概 要	<p>◆委嘱状交付</p> <p>◆議長・副議長選出 (議長：藤田 綾子委員 副議長：河野 明美委員)</p> <p>◆報告事項</p> <p>(1) 平成28年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会 (7/13 神戸市)</p> <p>(2) 社会教育委員関連会議の開催スケジュール</p> <p>◆議題</p> <p>(1) 指定管理者制度と公民館のあり方について</p> <p>◆審議結果の概要</p> <p>指定管理者制度の説明、メリット・デメリットを踏まえ意見交換を行った。</p> <p>◆その他</p> <p>次回10月開催予定。</p>

平成28年度 第2回社会教育委員の会議議事要旨

議題

(1) 指定管理者制度と公民館のあり方について

①事務局より、答申の概要を説明 【資料 No.4】

- ・現状として、公民館で展開されている学習の内容が、「個人の教養を高める講座や共通の趣味を持ったグループが集う教室」が中心であり、公民館で培った学習の成果を地域に還元、社会問題に関心を広げるといった意識を持った市民は少ない。
- ・これからの公民館に求められることは、地域課題の発見や関心を持つことを市民に促し、課題解決につながる学習の場を市民に提供をすることにより解決に寄与すること。
- ・公民館が社会教育施設として、持続可能な社会づくりのための学習機関として主体性を発揮するためには、地域課題を発見・解決することを目指した参加型の学習を行うことが重要であり、そのためには、地域課題に気付くノウハウや考え方についての方法を熟知した社会教育主事を中心とした専門職員の配置や職員に対する研修が必要である。また、職員にはネットワークづくりや人と人を繋ぎ合わせるコーディネーター力が必要である。

②事務局より、答申を受けての対応について説明 【資料 No.5～9】

- ・まず、人員配置として、東公民館に係長1名と一般職員1名（社会教育主事）を配置した。また、係長については、今年度に社会教育主事講習を受講中である。
- ・次に、直営での公民館として答申を受けていたが、公共施設の運営に係る環境変化に伴い、市の行財政運営に関する重点取組として、持続可能な運営を目指すために、指定管理者制度の導入に向けて検討することが位置付けられている。また、平成27年に国が「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を定めており、本市においても、公共施設の整備や運営について、従来の公共によるものではなく、民間の資金や経営能力、技術的能力などのノウハウを最大限に活用して、市民に対する良好なサービスの確保に努めることが必要となっている。さらに、平成29年度以降、トップランナー方式の導入について、地方交付税の基準財政需要額の算定に公民館・図書館などの施設管理者制度導入が、配慮されることとなっている。
- ・約1年かけて社会教育委員より意見を頂戴したいと考えている。
- ・指定管理者制度と業務委託とで大きく違う点は、管理権限である。指定管理者制度の場合、施設全体の管理運営を任すことになるが、業務委託の場合は、仕様書で定められた部分の業務を委託することになる。例えば、指定管理の場合、施設の使用許可権がある。また、使用料は条例で上限を定め、その範囲で指定管理者が決めることができるなど、指定管理者にある程度委ねることができるのが特徴となっている。
- ・指定管理者制度のメリットとしては、管理経費の削減、民間事業者独自の発想を取り

入れることで、サービス向上が期待できる、開館日・日数の柔軟な対応が挙げられる。デメリットとしては、指定管理者の指定期間は一般的に5年で変わることもあり、事業の質が左右される、ノウハウの蓄積を妨げる恐れがある、市の方針とかい離してしまう恐れがあることが挙げられる。

- ・市内の直営で残っている施設としては、人権文化センター、公民館、図書館、資料館が挙げられる。
- ・指定管理者制度導入に向けて、国、県の社会情勢を踏まえ、行政として考慮しておくべきポイントやご意見を頂戴できればと考えている。

③ 質疑・意見等

(委員)

- ・トップランナー方式について分かりやすく説明してほしい。

(事務局)

- ・行政改革の一環として、地方交付税配分の見直しが行われ、国が目指している自治体運営を率先して取組んでいる自治体へは一定の配慮をするコンセプトとして導入されている。平成29年度と30年度の2年間は対象となる項目が挙げられており、その中に、公民館、図書館への指定管理者制度を導入がある。

(委員)

- ・宝塚市にとって財政面でメリットがあるのか。

(事務局)

- ・人件費で差が出てくると考えているが、既に公民館では、再任用職員とアルバイトが大半を占めている中で、指定管理者制度導入後に、劇的に財政面で変化があるとは考えにくい。

(委員)

- ・指定管理者制度のメリットとして費用面のことが挙げられるが、具体的な額が分かるのであれば、出せる範囲で教えてほしい。

(事務局)

- ・研究する。

また、先ほどの説明でもあったように、財政面での大きな差は出ないと考えている。

現在の公民館全体を考えたときに、答申を実現できるのか、地域課題の解決に向けて活動が広がる運営ができるのかを課題として認識している。具体的には、直営にしても指定管理者制度にしても民間へ部分委託を考える必要も出てくる。

(委員)

- ・トップランナー方式に認定されると数年間は配慮され、いずれかは配慮がなくなるのか。

(事務局)

- ・単年度ごとなのか、積み重なっていくものか分からないが、ある一定期間は配慮されると考えている。

(委員)

- ・複数の条件を満たしたとしても、必ずしも公民館に反映されるとは限らないのか。

(事務局)

- ・公民館に反映されるとは限らない。
- ・地方交付税の基準額があり、算定額が今までの全国平均から下がってくる一方で、市の経費が一定であれば、本来地方交付税で補填されていた部分よりも多くの市税を投入しなければ公民館の運営が難しい状況となる。

(委員)

- ・指定管理者制度にしなければいけないのか。意見書の方向について、そもそも指定管理者制度がありかなしかといったことも含めて出してよいのか。

(事務局)

- ・それがかまわない。従来は、直営が基本の考えであったが、こうした状況の中で市として研究をし、どちらにするかを検討するべきということであり、必ず指定管理者制度にしなければならないということではない。ただ、指定管理が適さないという結論の場合も、全く導入は考えられないというものではなく、可能性を残した形で意見をいただきたい。

(委員)

- ・指定管理者は、利益を求めると思うが、「利益＝公民館の活性化」ではないと思う。また、指定管理者制度となった場合は、デメリットをどうクリアしていくかを協議する必要がある。
- ・小学校では、毎年決まった時期に公民館で、子どもたちの作品を展示しているため、公民館で日程の配慮をしていただいていたが、指定管理者制度になれば、学校の行事等をどこまで配慮いただけるのか。指定管理者制度が悪いとは思わないが、市が運営している利点が薄れると思うので、良い部分は残していければと考えている。

(委員)

- ・指定管理者の収入とは使用料のことか。市から補助金があるのか。

(事務局)

- ・指定管理料、利用料が主な収入である。指定管理料をどう決定するかは、人件費、受付・

警備・清掃の委託料や自動ドア・エレベーターの管理委託料と事業に必要な経費等によって決定している。指定管理料は市が支払うもの。

(委員)

- ・公民館では、収入から支出を差し引いたとき黒字が出るのか。

(事務局)

- ・例えば、スポーツ施設はスポーツジムのように自主事業を運営しているため月謝が発生し、ある程度の利益が見込まれる。しかし、公民館は営利的な活動をする場所ではないため、難しいと考える。(独自の講座を数百円程度で開催するくらい)

(委員)

- ・市内の指定管理者はほとんどが黒字なのか。
- ・赤字でも受けるメリットがあるのか。

(事務局)

- ・黒字のところもあれば赤字のところもある。
- ・メリットはないが、宝塚市の公民館を運営しているという実績がほしいということであれば、赤字でも続けている場合が考えられる。
- ・従来であれば、指定管理者は1社だけの応募が多かったが、最近では建物を管理するところと運営に関する専門的知識があるところとのグループでの応募が増えている。

(委員)

- ・現在、公民館で勤務している方は、指定管理者制度になると異動になるのか。

(事務局)

- ・本人の希望にもよるが、今のところ指定管理制度を導入した場合の行政のどこかの部署に配属になると思われる。

(委員)

- ・宝塚市でも指定管理者を選ぶ際に失敗した経験があると思うので、選び方など研究が必要。公民館が行きやすくなった、使いやすくなったと言ってもらえるように選ぶべき。

(委員)

- ・運営する側がさまざまな事業をすると決めても、実際に参加者が集まらないと意味がないので丁寧な運営、誰もが気軽に通える公民館を目指してほしい。

(委員)

- ・宝塚市として守っていかなければならない要点はまとめておくべき。例えば、学校やコミュニティ、市との連携が取れる業者を優先するなど。

(委員)

- ・新中央公民館の場所が、車では行きやすいが、公共交通機関では少し不便である。また、これまで公民館での事業について詳しく知らなかったので、PRをもっとすべきではないか。また、入った時に暗い感じがする。明るいサロンのイメージになれば、また変わるのではないか。

(委員)

- ・指定管理者制度は、競争で決定するのか。

(事務局)

- ・公募を行い、選定委員会を立ち上げ決定する。

(委員)

- ・3館全て同じところに依頼するのか。

(事務局)

- ・3館まとめて1つという考えで運営するのか、それぞれの特色を持たせて運営していくのか、どちらも可能と考えている。

(委員)

- ・市民にとって指定管理者制度にするのが本当に良いのかを考えていきたい。また、大阪では、寝屋川市や大東市など比較的規模の大きい市で指定管理者制度を導入しているが、宝塚市の場合は、自治会連合会など地域の方が地域の施設を請負っている。今回公民館であれば規模が大きく違うのでは。また、請負う企業は大手でないと運営は難しいのではないか。

(事務局)

- ・先ほどの説明でもあったように、現在は、単体の企業の応募ではなく、複数の企業がグループとなり応募することが増えてきている。管理と運営が別となり、個々の得意分野が活かされる運営となるので、必ずしも大手企業でないとならないわけではないと考える。

(委員)

- ・公民館に指定管理者制度を導入している事例では、大きく分けて財団等、NPO、民間会社があるようだが、できれば種類ごとにそれぞれ視察をしたい。

(事務局)

- ・調整する。

(事務局)

- ・次回の会議については10月を予定している。日程については別途調整を依頼させていただくのでよろしく願います。